

改正漁業法に関するQ&A		
項目	質問事項	回答
許可の申請	事務取扱要領の別表1-1で本人確認書類とあるが、従来は印鑑証明書だったが具体的にどのようなものを添付すればいいか。	標記は変わっていますが、虚偽申請防止の観点からも従来通り印鑑証明書の提出をお願いします。
適格性	適格性に関する取扱いについて、法人の場合は役員又は使用人等・・・とあるが、使用人の範囲を具体的に示していただきたい(例 船長・漁労長)	使用人とは、漁業法施行令第6条に「操船又は漁ろうを指揮監督するもの」と規定しており、船長及び漁労長それぞれについて記載してください。船長が漁労長を兼ねている場合は、その者1名の記載となります。
適格性	認可を受けている者も財務状況の申告が必要という事だが、もうかる漁業で被用船となっている船主の場合は水揚げ金額としての計上が無い為、財務状況報告書の中で、生産量・生産額等の欄が埋められないので指標値も出せないのと、漁労売上高や原価等の数値を入れられないが、その内容で問題ないか。	問題ありません。
適格性	2水漁第883号の事務取扱いについて、法人の貸借対照表・損益計算書、個人の確定申告書・青色申告決算書と一緒に別記様式3と4を作成し一緒に提出という意味か。それとも別記様式3と4だけ作成し提出でいいか。各地区担当者の考えでは、決算書や確定申告書の写しを提出するなら、別記様式3と4を作成する必要がないと考える。もし様式が必要なら説明が必要だと思う。	財務諸表に加えて、別記様式3と4を併せて提出してください。別記様式3、4が必要な理由としては、以下のとおりです。 12月1日に施行された改正漁業法においては、許可を受けるに当たっての適格性の要件として、「漁業を適格に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者に該当しないことが規定されました(第41条第6号)。この適格性を持たない者は、農林水産大臣から必要な措置を講ずべきことを勧告されることとなります(第53条)、その勧告を行う基準としては経営体の償却前利益(税引前)が2年を越えてマイナスとなり、指標値が2期間連続下落している場合となっています(漁業法第41条第1項第6号に該当する者の基準及び勧告の指針)。この確認のため、財務諸表に加えて別記様式3、4を提出することが制度上位置付けられました。
適格性	償却前利益に際し、浜の活力再生広域プランの中間報告と一致が必要か?	財務の状況の報告においては、会社の決算や個人の確定申告と同じ考え方にに基づき、当該期間(12ヶ月間)の償却前利益を算出していただく予定です。ご指摘の浜の活力再生プランの中間報告と、会社の決算や個人の確定申告と内容が異なるということでしょうか。もし異なるのであれば、具体的な事例をお聞かせいただくと幸いです。

改正漁業法に関するQ&A		
項目	質問事項	回答
適格性	財務の状況についての報告書「表1」の④水産庁長官が特に認める収入とは何のお金の事になるのか？	大臣許可漁業を営むことを目的として法律その他国等の制度に基づいて支払われる共済金等であって、 ① 将来の資源量や燃油価格等の変動に伴う影響を抑えるために支払われるもの ② 外国漁船の違法行為の監視、資源の調査、漁場の保全又はその他の適切な資源管理若しくは漁業の継続に資することを目的として漁船を使用して行う活動に対して支払われるもの となっています。
適格性	水産庁長官が特に認める収入の①と②の具体的内容は、セーフティネット、海底清掃事業、外国船監視事業、資源管理計画 等が関係してくる漁獲共済、積立プラスあたりが該当するという認識でいいか？ その場合、積みプラ、セーフティネットは別記様式3、4の表3の記載要領のその他の収入にも該当しており、重複しないか？	上記の①と②の具体的内容とは、①は「漁業経営セーフティネット構築事業（補填金）」、「漁業共済（共済金）」、「漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）（補填金）」など、②は「韓国・中国等外国漁船操業対策事業（用船料等）」、「沖縄漁業基金事業（用船料等）」などが該当します。また、別記様式3、4の表1の下部の※に記載していますが、「水産庁長官が特に認める収入は、償却前利益に含まれる収入は記載しないほか、償却前利益が黒字の場合には記載不要。」としているため、重複することはありません。
適格性	別記様式3と4は、貸借対照表・損益計算書（法人）、確定申告書・青色申告決算書（個人）と一緒に添付が必要だが、様式の内容から見ると漁獲原価報告書等も無いと数字の整合性の確認が取れないように思うが添付が必要か？	添付を義務付けていませんので、添付していただくなくても構いません。
適格性	別記様式3、4の表3に記入しても、自動計算が表1に反映されない。	自動計算の設定がされていないことが考えられます。 ①セルを選択→②上側メニューで数式を選択→③計算方法の設定を選択→④自動にチェックで自動計算されるようになります。
漁獲成績報告書	新様式は令和2年12月の漁獲分から適用か。	ご指摘のとおりです。
漁獲成績報告書	公印不要ということでもいいか。	新たな漁獲成績報告書に関しては、押印不要とし、エクセルファイルでメール提出を行うことを基本としています。
漁獲成績報告書	これまで漁獲成績報告書のほかに海区ごとにまとめた集計表を提出していたが不要ということでもいいか？	今後は集計表の提出は不要です。

改正漁業法に関するQ&A		
項目	質問事項	回答
漁獲成績報告書	漁業者から漁業調整事務所へ直接送付か、あるいは組合が取りまとめ送付か。	報告の義務は許認可を有している者（船主）にあります。提出する際は組合を通じて提出していただく構いません。ただし、報告書取扱責任者は船主やその使用人等のうちの当該責任者の氏名をご記載ください（組合の担当者の氏名は記載しないでください）。
漁獲成績報告書	組合がまとめて漁獲成績報告書を漁調に提出する場合、添付する資源管理計画は共通しているから一つだけでいいか？	構いませんが、メールの本文に提出する漁獲成績報告書の資源管理の状況の報告の添付資料はすべて共通だという旨を必ず記載していただければと思います。
漁獲成績報告書	今まで漁績は県経由で送っていたが、これからは直接漁業調整事務所に電子媒体で送っていいか？	所管の漁業調整事務所の漁獲成績報告書報告用のメールアドレス（手引きに記載）に直接電子媒体で送付してください。なお、県庁においても引き続き漁積の情報が必要な場合は、提出する際に同時に県庁あてにも送付するようにしていただければと思います。
漁獲成績報告書	漁獲成績報告書を提出時に添付する財務状況・資源管理計画は、PDF形式での提出で大丈夫か。	PDF形式で構いません。
漁獲成績報告書	上段部、「氏名（個人）又は名称（法人）」枠において、手引きでは許可証に記載されている名称を記載する。となっているが、共同経営船である場合は「企業名ほか1名」まで記入するということになるのか。	原則として許可証の住所・名称と同じように記載してください。従って、共同経営者の場合は、氏名・名称を「代表者 ○○ほか○名」と記載してください。
漁獲成績報告書	漁労を指揮する者とは、漁労長等になっているが漁労長名に統一してもよいか？	漁労長名で統一していただいても構いません。
漁獲成績報告書	漁獲報告書様式の中で「漁ろうを指揮監督する者」という欄があるが、2艘曳きの場合、主、従それぞれ書くのか？それとも欄が1つなので代表1名でいいか？	2そうびきの漁ろうを指揮監督している代表1名の氏名をご記載ください。
漁獲成績報告書	報告書取扱責任者の欄には誰を記入すればよいか。	報告書取扱責任者は船主やその使用人等のうちの当該責任者の氏名をご記載ください（組合の担当者の氏名は記載しないでください）。
漁獲成績報告書	もうかる漁業実証船で認可の場合、漁獲成績報告書の許可番号、操業区域の欄はどう記載すればいいか。	許可番号は起業の認可の通知の番号を記載してください（○水管第○号）。操業区域の欄は起業の認可の通知の操業区域を記載してください。

改正漁業法に関するQ&A		
項目	質問事項	回答
漁獲成績報告書	漁獲成績報告書について、操業日と陸揚日を報告することになるが、操業日は同日だが陸揚日（販売日）が異なる場合どのような解釈、また報告になるか。 同じく乗組員数も主、従それぞれ書くのか？それとも主の方に「人」と印字があるので2隻合計でいいか？	陸揚日は、船から陸揚した日を記載してください。従って、2日にわたって陸揚げを行った場合は、その両日を記載してください。 乗組員数は主、従をそれぞれ記載してください。
漁獲成績報告書	天候等の状況によっては、沖泊まりすることがある。操業日は2日間となり、陸揚げは1日となる。また、土・日操業となった際も2日分同日揚げになる。漁獲成績報告書はどのように記載するべきか。	沖泊まりをし、操業が2日間となる場合は、漁獲数量を2日に分けて記載してください。洋上で漁獲数量を記載していない場合は、おおよその数量で振り分けて構いません（例えば、網数の割合で分けるなど）。
漁獲成績報告書	操業日数について、出港したが荒天等により戻り投網しなかった日、については日数の計算はどうか。	操業を目的として出港した場合は、投網しない場合であっても日数に含めてください。
漁獲成績報告書	操業日の行は見やすいようにある程度削ってもよいか。	操業日の行は適宜削除、追加していただいて構いません。
漁獲成績報告書	例えば、他県で陸揚げしてから地元港に陸送した場合、正確な数量はわかるのは陸送先だが、漁績の陸揚げ港の欄にはどちらを記載すればいいか？	陸揚げした港（例で言えば他県の港）を記載してください。
漁獲成績報告書	追加魚種「タコ」について、報告通り市場は「タコ」で一本化されており、分類することは難しい。	原則として、市場で分類していないのであれば「タコ」として報告して構いません。ただし、タコのうち主に漁獲されている種類がある場合は、当該種を概ねの割合で案分して記載し、その種以外のタコは「その他タコ」と記載してください。
漁獲成績報告書	資源管理に関する取組の実施状況等に関して添付する資源管理計画には、それぞれ参加者名簿が記載されているが、これをそれぞれの経営体が1月に報告する時に添付すればよいか？それとも参加者名簿を外したものを添付すればよいか？	取り組んでいる内容を報告していただければよいので、参加者名簿は添付しなくても構いません。
漁獲成績報告書	それぞれの経営体の貸借対照表、損益計算書と新たに財務の状況についての報告書を添付して提出する場合、提出時期はそれぞれの経営体の決算後の最初の報告書の提出日でもいいか？	財務の状況に関する報告は、税務署の申告に用いた財務諸表と同じものを提出していただく必要があります。税務署への申告は、個人経営体の場合は3月15日まで、法人経営体の場合は決算日から2か月以内（延長した場合は3ヶ月以内）と承知していますが、税務署へ申告した後の漁績の提出時に同じ財務諸表及び別記様式3又は4を添付して報告してください。

改正漁業法に関するQ&A		
項目	質問事項	回答
漁獲成績報告書	共同経営体の場合、法人の経営体の場合上記と同様に添付書類が必要。個人の場合は財産目録のみでいいか？	法人の経営体の場合は貸借対照表、損益計算書及び別記様式4を添付する必要があります。個人経営体の場合は、確定申告書及び青色申告決算書（青色申告の場合）、または確定申告書及び収支内訳書（白色申告の場合）に加え、別記様式3を添付する必要があります。
漁獲成績報告書	資源管理に関する取組についてのチェック欄の件ですが、これまで何かの形で報告しているが、それとも今回が初めてで12月の漁獲成績報告書提出の際に必ず必要となるか？また、取組の報告日だけを先に延ばせるか？	漁業法第37条に許可を受けた者の責務として「資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする」と規定されました。このため、その資源管理の状況の報告を行うことが義務付けられましたが、資源管理計画の取組を行っている者は当該取組を、それ以外の者は現在取組でいる内容について報告する必要があります。従って、12月分の漁績の提出時には、資源管理の状況の報告が必要となります。その後は、内容が変わらなければ従前の通りにチェックをすればよいですが、その後は年に1回は1月分の漁績の提出時に報告する必要があります（1月分の漁績の提出時）。
漁獲成績報告書	財務諸表等の添付に関して、決算日等の関係で(例えば2ヶ月後の総会で承認を得ないと提出出来ない場合など)決算後最初の報告書に添付出来ない場合などは許可いただけるものなのか？	財務の状況に関する報告は、税務署の申告に用いた財務諸表と同じものを提出していただく必要があります。税務署への申告は、個人経営体の場合は3月15日まで、法人経営体の場合は決算日から2か月以内（延長した場合は3ヶ月以内）と承知していますが、税務署へ申告した後の漁績の提出時に同じ財務諸表及び別記様式3又は4を添付して報告してください。
漁獲成績報告書	漁獲成績報告書はシステムで自動入力していたが、新しい様式に対応するよう改修費用は自己負担でいいか？	今回の漁業法の改正により、今後の電子的な報告体制への転換に備え、漁獲成績報告書を漁業種類共通のフォーマットに改めました。また、資源評価対象種の拡大に向け、記載する魚種を増やしています。システムを利用して報告されている場合は、その改修費用を負担いただく必要があると承知しておりますが、ご理解いただければと思います。
特定水産動植物	ナマコについて、流通されているナマコと違うようだが、沖底でも漁獲有り、販売されず乗組員の自食しているようだが、許可取った方がいいか。	流通されているナマコと違うナマコであっても特定水産動植物のナマコに該当します。なお、沖合底びき網漁業の許可を受けた船舶により、当該許可に基づく操業によってなまこを採捕する場合には、特定水産動植物の採捕許可を別途受ける必要はありません。ただし、沖合底びき網漁業の許可を受けた船舶であっても、漁業関係法令に違反してなまこを採捕していた場合は、特定水産動植物の違法な採捕として罰せられる場合があります。

改正漁業法に関するQ&A

項目	質問事項	回答
その他	特定大臣許可の取締に関する省令によるズワイガニについての制限条件はどのようなになるか？	特定大臣許可漁業の取締等に関する省令にズワイガニの未成熟ガニ（雄がガニの甲幅9センチメートル未満、腹節の内側に卵を有しない雌がニ）の採捕の禁止や成熟ガニの採捕の禁止期間が規定されていましたが、同省令は廃止され、漁業の許可及び取締り等に関する省令第101条に同じ規定が定められました。従って、今後も引き続き省令によってズワイガニの採捕に関する制限があります。